

## 伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、奨学金等を利用して保育士となる資格を取得し、補助対象施設に勤務する保育士等に対し、予算の範囲内において、当該奨学金等の返済に係る費用の一部を補助することにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、もって待機児童の解消及び子どもを安心して育てることができる環境の整備に資することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第126条第2項に規定する専門学校へ就学する時又は在学中に、自己の学費に充てることを主な目的として借り受けた資金のうち自己が返済しているものであって、別表に定めるものに該当するものをいう。
- (2) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この条において「認定こども園法」という）第15条第1項に規定する保育教諭であって、補助対象施設において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの保育業務に携わる者をいう。
- (3) 補助対象施設 市内に所在する施設のうち、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、国又は地方公共団体が設置した施設を除く。
  - ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）
  - イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
  - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
  - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

### (対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、奨学金等を利用して保育士となる資格を取得した者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日以後に、補助対象施設に新たに雇用されていること。
- (2) 前号の雇用の日から第6条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）まで同一の補助対象施設で継続して勤務し、その期間が6箇月以上であること。
- (3) 補助対象施設を運営する者と期間の定めのない労働契約を締結している者であって、週当たりの勤務時間が30時間以上かつ月当たりの勤務日数が20日以上であること。
- (4) 第1号の規定による雇用の日（以下「雇用の日」という。）前6箇月以内に補助対象施設を退職（自己都合退職に限る。）していないこと。
- (5) 第4条に規定する補助対象期間において、保育士等として第1号の補助対象施設に継

続して雇用されていること。

(6) 奨学金等を返済していること。

(7) この要綱により交付を受ける補助金と類似の補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、初めて第6条の規定による申請をした場合における次条に規定する補助対象期間の初月から起算して5年を経過する月以降は、補助対象者としなない。

3 産前産後休業、育児休業、介護休業又は疾病の療養のための休業を取得する保育士等にあつては、第1項第2号の規定については勤務しているものとみなす。

(補助対象期間)

第4条 この要綱による補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 第6条第1項の規定により申請する場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める補助開始日から同表の右欄に定める補助終了日まで

区分	補助開始日	補助終了日
雇用の日から起算して6箇月を経過した日が、雇用の日と同一年度に属する場合	申請日の属する年度の雇用日以後であつて、最初に奨学金等の返済する日の属する月の初日	当該年度の3月末日
雇用の日から起算して6箇月を経過した日が、雇用の日が属する年度の翌年度に属する場合	雇用日以後であつて、最初に奨学金等の返済する日の属する月の初日	雇用日以後であつて、最初に奨学金等の返済する日の属する月から12箇月を経過する月の末日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日

(2) 第6条第2項の規定により申請する場合 前年度の補助終了日の翌日から12箇月を経過した日まで

2 前項にかかわらず、初年度の補助対象期間が12箇月に満たなかった場合における最終年度の補助対象期間は、当該年度の4月1日から初年度の残りの期間（12箇月から初年度の補助対象期間の月数を控除した月数をいう。）を経過した日までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象期間に係る奨学金等の返済に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と補助対象期間の月数に1万円を乗じて得た額とを比較し、そのいずれか低い方の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、雇用の日から起算して6箇月経過した日（以下この条において「6箇月経過日」という。）から1箇月以内又は6箇月経過日が属する年度の末日のいずれか早い日までに補助対象施設を通じて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用契約書又は人事発令通知書の写し
- (2) 履歴書の写し（雇用の日から6箇月前までの経歴が分かるもの）
- (3) 保育士証の写し
- (4) 補助対象者が奨学金等を借り受けていることを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行う年度の前年度に補助金の交付を受け、かつ、前年度から引き続き同一の補助対象施設に雇用されている者が継続して前項の規定による申請を行おうとするとき（この場合において、前項第1号から第4号までに掲げる書類のうち、前年度からその内容に変更がない書類の添付を省略することができる。）は、当該年度の5月31日までにこれを行わなければならない。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否及び交付する補助金の額を決定し、伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、前条の規定により申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付及び交付する額を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（変更申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更の決定をし、伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度における奨学金等の返済が完了したときは、伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の返済が完了した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日から30日以内に補助対象施設を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象期間に係る奨学金等を返済したことを証明する書類の写し
- (2) 勤務の実績を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、補助金の交付決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(請求等)

第11条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定後、伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を第6条の規定による申請を行った年度の翌年度の5月10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、交付決定者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を奨学金等の返済以外の用途に使用したとき。
- (2) 第3条の規定に該当していなかったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(取消しによる補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めなければならない。

2 前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、伊丹市保育士等奨学金等返済支援事業補助金交付決定取消通知書を受領した者は、市長の定める期限までに補助金を市に返還しなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助金の交付を受けた者に対し、必要があると認めるときは、当該担当職員をして、関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

付 則

この要綱は、令和4年9月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年9月5日から施行し、改正後の伊丹市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表

名称等
日本学生支援機構奨学金

交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金のうち、教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
教育ローン（国・金融機関が個人を対象に行う、用途を教育関係費に限定したローンのこと いう。）
国、地方公共団体等の出資に又は募金等により、無利子又は低廉な利率で貸し付されている ので、市長が認めたもの